

ふるさと納税に係る業務委託要求水準書

1 業務名

ふるさと納税に係る業務

2 業務の目的

基山町（以下、「町」という。）が行う基山町ふるさと納税業務（以下、「本業務」という。）において、ふるさと納税の新たな寄附者の獲得及びリピーターの確保に向けプロモーションを強化するとともに、寄附受付ポータルサイト等の運営管理並びに返礼品の内容充実、選定、企画に関する業務等を民間事業者に業務委託することで、業務の効果的・効率的な運営を図るとともに、更なる寄附伸長による歳入確保と全国に向けた町の魅力発信、PR、それに伴う地場産業の活性化を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

4 業務内容

（1）ふるさと納税申込受付サイト作成・更新・管理

受託者は、以下の各号により町が利用するふるさと納税申込受付サイトにある町のページにおいて、寄附の受付が可能となるよう環境を構築すること。

- ①ふるさと納税申込受付サイトを經由した寄附の申込に対応すること。
- ②ふるさと納税申込受付サイト上の自治体ページの作成・修正・更新・保守管理（返礼品ページの更新、各ふるさと納税申込受付サイトへの返礼品の在庫振分け管理等を含む。）を行うこと。
- ③ふるさと納税の制度改正を受け、町独自サイト等の構築を実施し寄附伸長に向けた対策を講じること。

（2）返礼品提供事業者及び返礼品の提案

受託者は、返礼品・寄附額の価格、返礼品の内容について国及び県が示している基準に従い選定し、町に提案するものとする。また、町が企画した返礼品や寄附額向上に向けた取り組みについて助言等を行うとともに、連携して返礼品の発掘に取り組むこと。

（3）返礼品のコンサルティング及び寄附額を増額させるための取り組み

受託者は、寄附額を増額を図るため、町と協力し下記のことに取り組むこと。

- ①返礼品の磨き上げ

「基山町ならではの」の返礼品を充実させるため、新規返礼品の発掘並びに既存の返礼品について磨き上げ（内容、価格の見直し、ポータルサイト用掲載画像の加工など）を行うこと。

②ふるさと納税返礼品の紹介記事制作

ふるさと納税を通じて町への関心を高めるため、町と連携し、ふるさと納税申込受付サイト等に紹介記事を作成すること。また、町のふるさと納税特設サイトに関するページにおいても、本町の魅力及び寄附・返礼品の周知を実施すること。

③返礼品事業者等の意欲及びふるさと納税に関する理解向上に向けて、定期的に個別訪問、研修会・説明会を実施すること。

（４）返礼品代及び発送手数料等代金の一括代行

受託者は、寄附者が寄附の申込をしたときに町と返礼品提供事業者間の商品売買契約が成約したものとみなし、下記の業務を代行する。

①返礼品提供事業者が寄附者に対して発送した返礼品代（税込価格）実費額及び返礼品を発送するために要した発送手数料(税込価格)実費額については、受託者が返礼品提供事業者等の指定する口座へ支払うものとする。ただし、振込手数料については町が負担することとする。

②契約締結前の委託事業者が管理する未発送返礼品等代金の受注発送を引き継ぎ、適切な管理を行うこと。

（５）寄附者情報の管理

受託者は以下の各号により寄附者情報の管理を適切に行うこと。なお、寄附金の収納状況及び寄附申込受付情報等について、データ出力（CSV 形式等）による集約等ができること。

①受託者は、マイナンバーを含む個人情報保護のため、本業務に係る作業中、入退室管理ができる作業場所を設置し、あらかじめ町の承認を受けることとし、当該作業所以外の場所において作業を実施してはならない。また、業務に必要なパソコン等については、セキュリティ対策を講じたものを受託者において準備し、町から付与された管理者 ID、パスワードで、ふるさと納税管理システム及び寄附受付サイトにログインを行い、寄附者情報及び発送等管理等を行う。

②受託者は、寄附者情報にかかるデータベースについて、閲覧を制限するためのパスワードを設定するなど、その運用について適切に管理を行うこと。

5 返礼品の契約不適合責任

（１）町は、寄附者に対し、返礼品の契約不適合責任を負わない。

- (2) 受託者は原則、返礼品提供事業者に、寄附者に対する契約不適合責任を負わせるものとする。ただし、必要に応じて町と協議の上手続きを行うこと。

6 委託料等の支払い

- (1) 委託料等の支払いは次の算定によるものとする。

①返礼品提供事業者が寄附者に対して発送した返礼品代（税込価格）実費額、
返礼品提供事業者が寄附者に対し返礼品を発送するために要した発送手数料
（税込価格）実費額及びその振込手数料

②事務委託料

受託者がふるさと納税申込受付サイト（さとふるサイトを除く。）を通じて処理を完了した寄附金の一定割合（4.0%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を上限価格）を受託者への委託料とする。

③その他オプションサービス等を利用する場合の必要経費

- (2) (1) の算定方法により算定された委託料等の支払いは、①については毎月末に締め翌月末日までに、②及び③については上期（4月～9月分）及び下期（10月～3月）の年2回に分けて最終月末に締め翌月末日までに行うものとする。

7 業務報告

- (1) 受託者は、寄附入金額実績を委託料等の請求時に請求書と併せて町に提出する。

- (2) 受託者は、以下のデータについて、資料を成果品として町に提出するか、受託者が提供するふるさと納税管理システムにより町が確認できるようにするものとする。

①返礼品と寄附者情報を紐付けしたデータ

②その他町が必要とするもの

8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本委託業務の履行にあたっては、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

- (2) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「基山町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損の防止その他の個人情報保護に必要な措置を講じること。

- (3) 受託者は、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、町に書面で状況を報告し、指示を受けること。

9 著作権等の取扱い

- (1) 受託者が納品する成果物（ポータルサイトに掲載する返礼品画像など）にかかる著作権は町に帰属するものとし、委託事業者が管理するサイト以外のふるさと納税ポータルサイトを含む二次利用を可能とする。
- (2) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の法的権利を侵害するものではないことを保証することとする。なお、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、全て受託者が負うものとする。

10 委託業務の一括再委託の禁止

委託業務について、一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、町と協議の上委託業務の一部を委託することができるものとする。

11 報告及び検査

町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、委託業務の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

12 損害賠償

委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、町、利用者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

13 履行場所

町の指定する場所

14 契約期間

- (1) 受託者は、本業務にかかるふるさと納税申込受付サイトの管理・運営を令和9年4月1日から開始することとする。ただし、令和8年度に町と契約を締結している事業者から委託先が変更になる場合は、業務の引継ぎ等が発生する。その場合は、信義誠実をもって町、旧委託先事業者と協議の上、当該期日から本業務が可能となるよう出来る限りの対応をすること。
- (2) 本業務に係る契約期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。
- (3) 本業務に関する予算について議会の承認が得られなかった場合、変更又は中止することがある。

- (4) 本業務を受注する事業者が変わる場合は、本業務の履行に必要な情報等を新事業者に引き継ぐこと。この際、引継ぎに要する費用は委託料に含むこととする。

15 その他

- (1) 国、佐賀県など関係機関から自治体への調査物、照会物については町が適切に報告できるよう協力すること。
- (2) 仕様書に定めのない事項その他業務の履行上必要な事項については、町と業務の受託者と協議のうえ決定する。
- (3) 事業の実施にあたっては、受託者は町と十分協議し、行うものとする。受託者は、本事業の目的や趣旨を十分に理解したうえで、誠意を持って事業を遂行するものとする。
- (4) 受託者は、本事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験と技術力を有する者を従事させるとともに、事業内容を総合的に評価し、有効な事業に繋がられるよう、あらかじめ責任者、担当者氏名、実務経験等を町に提出し、承認をなければならない。